

航空機利用における合理的配慮の提供状況等

障害者差別解消法の対応指針における (2)合理的配慮の提供の具体例における該当項目		Peach Aviation(株)
① 多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例		対応状況等
1	WEBサイトにて、障害のある利用者用の情報を分かりやすく掲載する。	弊社ホームページ内の「特別なサポート」ページにてご案内しています。
2	車いすの貸し出しを行う。	国内のすべての就航空港において貸出用車いす(無料)を用意しています。
3	利用者自身で使用する車いすは無料で預かる。	お一人様1台まで無料にてお預かりしています。
4	杖・松葉杖(先の尖ったものを除く)の機内の持ち込みを許可する。	杖や松葉杖といった補助具については、機内持込みが可能です。(機内持込み制限品に該当しないもの、座席上収納棚へ収まる大きさに限ります。)
5	車いす使用者に対して、一般の利用者に優先して搭乗を開始する。	優先して搭乗案内を実施しています。ただし、搭乗状況等により、順序が前後する場合があります。
6	安全に関する案内について、視覚障害のある利用者に対して、個別に口頭にて案内を実施する、もしくは点字によるパンフレットを用意する。	個別に口頭で実施しています。
7	聴覚障害あるいは言語障害のある利用者に対して、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段(メモや筆談ボードなど)を用いて対応する。	コミュニケーション手段として筆談ボードを用意しております。
8	視覚障害のある利用者や握力の弱い利用者に対して、機内食の包装の開封を手伝う。	ご希望に応じて、機内食包装の開封をお手伝いしています。
9	障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う。	ご希望に応じて、移動の際のお手伝いを行っています。
② 過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例		対応状況等
1	障害のある利用者専用の窓口を設置する。	弊社コンタクトセンター(音声ガイダンスにて専用窓口選択)にて、ご搭乗に関する相談・予約を承っております。また、耳や言葉の不自由な方のためのFAXサービスを実施しております。
2	膝を曲げることが困難な利用者に、可能な限り利用者の要望に沿った座席を用意する。	可能な限りご希望に沿ったお座席を手配します。ただし、WEBで指定不可の一部座席は電話による座席指定が必要となります。なお、非常口座席のように安全上の理由からご用意できない座席があります。
3	人的対応が可能な場合で、利用者の状況により利用者の希望があれば、チェックインカウンターから搭乗口へ、又は搭乗口から到着ロビーの間、係員が同行する。	ご希望に応じて、可能な範囲内でご案内しています。
4	人的対応が可能な場合で、利用者の希望があれば、車いすのサイズと重量が対応可能な範囲内で、利用者自身の車いすを搭乗口にて預かる。	空港施設の条件等が合わない場合を除き、一部空港にて対応しています。
5	調整可能な範囲で、車いすを使用され、かつ階段の昇降ができない利用者の予約がある場合は、ボーディングブリッジのあるスポット又はリフトカー等を準備する。	調整可能な範囲でボーディングブリッジのあるスポットまたはリフトカー等を準備しています。(一部空港ならびに他社設備を共用)
※ 参考：当該航空会社の専用ページ等 →		特別なサポート http://www.flypeach.com/jp/ja-jp/airport/specialsupport.aspx